

防府市環境基本計画（第3次）【概要版】

1 計画の基本事項

(1) 環境基本計画の策定の背景

本市では、平成18(2006)年に制定した「防府市環境保全条例」に基づき、同年に「防府市環境基本計画」を、平成24(2012)年に「防府市(第二次)環境基本計画」を策定し、平成28(2016)年度に見直しを行い、引き続き基本目標である「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」の実現に向けた取組を推進しています。

(2) 新たな計画策定の目的

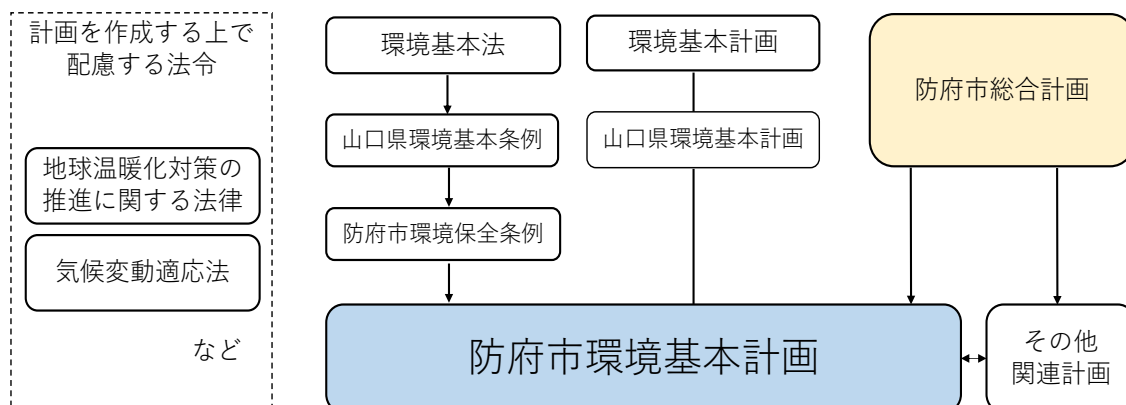
国内外において環境政策が大きな転換期を迎える中、前計画期間の満了に当たり、これまでの計画の進捗状況や本市を取り巻く社会状況の変化、2050年カーボンニュートラル、プラスチックごみ対策、食品ロス削減、気候変動対策といった新たな環境課題への対応などを踏まえ、前計画の方向性を維持しながら、目標や具体的な取組などを見直します。また、国が、令和3(2021)年4月に、令和12(2030)年度において温室効果ガス46%削減(平成25(2013)年度比)を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを踏まえた目標を設定し、今後さらに、市民・事業者・行政の三者が協働して持続可能な取組を強化するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「防府市環境保全条例」に基づき策定するもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画であり、関連計画と整合を図りながら第5次防府市総合計画で表した目指す姿を環境面から実現するための計画です。

また、本市の環境の状況及び本計画の進捗状況については、毎年度発行する「防府市の環境」により公表します。

本計画の対象とする地域は防府市全域とし、対象者は防府市民・市内の事業者・市を主体とし、市内で働く人、学ぶ人、活動を行う人・団体も含まれます。



3 計画期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、これまでの計画期間を踏まえ、本計画の期間を令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

また、本市の環境・経済・社会を取り巻く状況の変化等を踏まえ、中間年度である令和8(2026)年度に施策の見直しを行うとともに、関係法令の改正や関係計画の改定等により計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合には、「防府市環境審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応します。

4 基本目標

(1) 基本目標

自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承

本計画では、市民・事業者・行政の全ての者が協働して、環境への負荷が減らされた豊かで潤いのあるまちづくりを目指すこととし、第一次計画から引き続き「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標に掲げます。

また、この基本目標を実現するために、より具体的に市民・事業者・行政で共有されるよう、次の総合的な目標数値を掲げます。

(2) 数値目標

| | 基準年度 | | 中間目標 (R8) | 最終目標 (R13) |
|--------------------|---------------------------|-----|---------------------------|---------------------------|
| | 86.8% | R 1 | | |
| ①環境基準達成率 | 86.8% | R 1 | 92% | 100% |
| ②市域から排出される二酸化炭素排出量 | 1,935 千 t-CO ₂ | H25 | 1,295 千 t-CO ₂ | 1,051 千 t-CO ₂ |
| ③1人1日当たりのごみ排出量 | 938 g | R 2 | 812 g | 776g |

5 基本方針

本計画では、3つの基本方針を掲げ、各種施策を展開します。

I 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球規模の環境問題であり、同時に私たちの生活に直結する身近な問題でもある、地球温暖化、ごみの増大、生物多様性の減少などの課題を克服し、自然と調和のとれた持続可能な社会の実現のため、「低炭素・脱炭素の推進」、「循環型社会の形成」、「自然環境の保全」に向けた取組を推進します。

II 市民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

市民が健康で安全な暮らしを営む上で基礎となる、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない良好で快適な生活環境を確保し、将来の世代へと継承するため、「生活環境の保全」に向けた取組を推進します。

III 「持続可能なほうふ」を実現する人づくり・地域づくり

市民、事業者をはじめとする多様な主体が、環境問題を自らの問題として認識し、自主的かつ積極的に、また、相互理解を深め、互いに連携・協力して環境に配慮した取組を実践し、持続可能な地域を形成していくことが重要であることから、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進」に向けた取組を推進します。

6 基本施策

本計画の方針に基づき、次の6つの基本施策を掲げ、各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進することで、基本目標の実現を図ります。

また、本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活かすため、施策の展開ごとに、関連する目標（ゴール）を明示しています。13の目標が関連します。

1 低炭素・脱炭素の推進

- ・温室効果ガス排出削減の取組
- ・再生可能エネルギーなどの地域資源の活用
- ・移動・物流の低炭素化の促進

関連する目標（ゴール）



4 生活環境の保全

- ・きれいな空気の確保
- ・きれいな水の確保
- ・静穏の保持

関連する目標（ゴール）



2 循環型社会の形成

- ・廃棄物の適正処理の徹底
- ・3Rの推進

関連する目標（ゴール）



5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

- ・環境教育・環境学習の浸透

関連する目標（ゴール）



3 自然環境の保全

- ・緑と水の保全
- ・人と自然のふれあいの確保
- ・農林水産業の基盤整備と担い手の育成

関連する目標（ゴール）



6 ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

- ・自主的な取組と協働の輪の拡大
- ・環境に配慮した産業の育成

関連する目標（ゴール）



7 基本方針と施策の体系

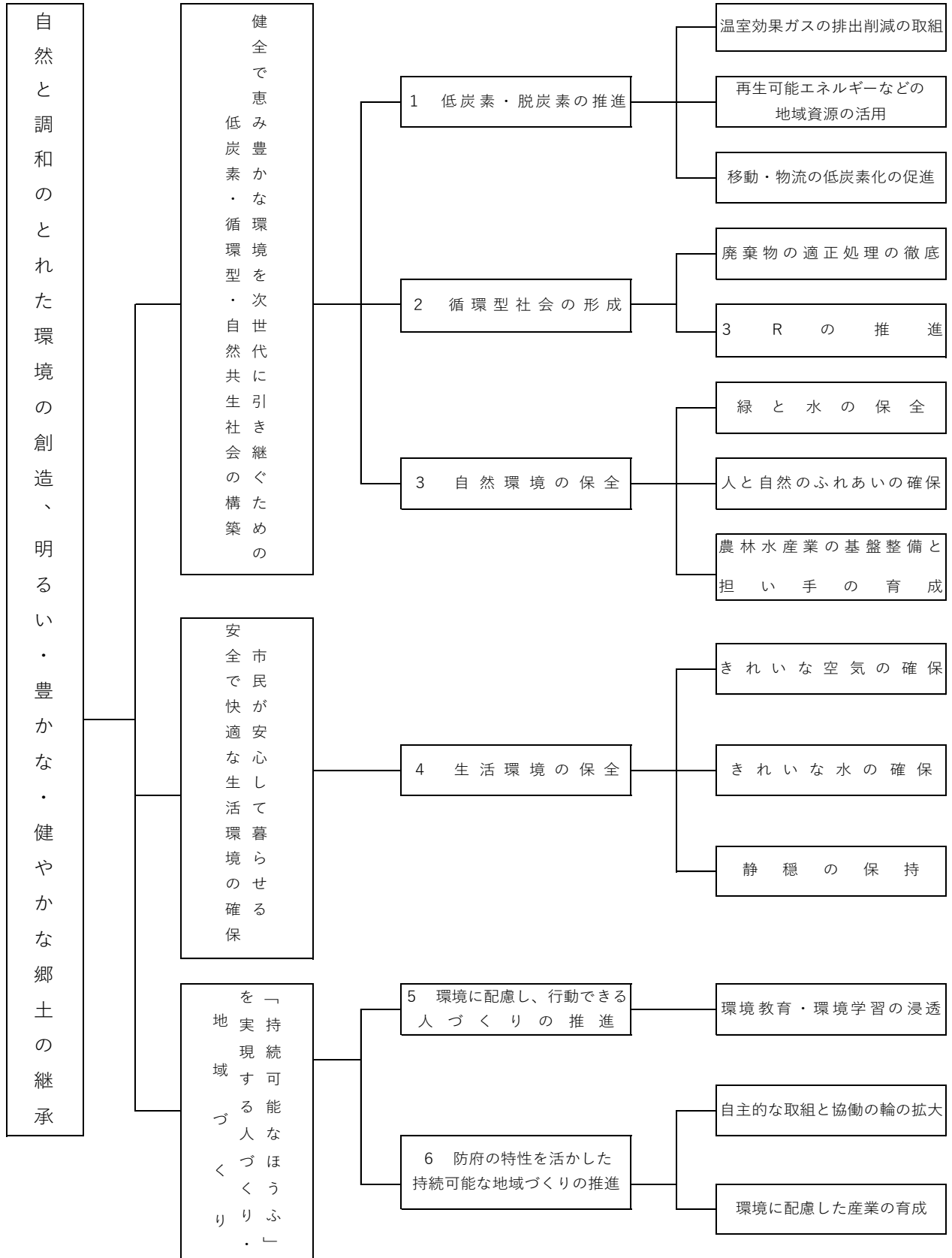
基本方針と施策の体系

基本目標

基本方針

基本施策

施策の展開



※基本目標は第1次計画から継続

※基本方針及び基本施策は、県計画に順じて変更